

平成25年10月8日
株式会社 中国銀行

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社との新規法人募集代理店委託契約締結
および生命保険新商品の取扱開始について

当行では、T & Dフィナンシャル生命保険株式会社と法人募集代理店委託契約を締結し、平成25年10月15日(火)より、『無配当終身保険(積立利率更改・型)～販売名称～「生涯プレミアムジャパン2」』の取扱いを開始いたします。

当行では、今後もお客様の幅広いニーズにお応えできるよう、取扱商品の充実を図ってまいります。

1. 法人募集代理店委託契約の新規締結先
T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

2. 新商品の取扱開始日
平成25年10月15日(火)

3. 新商品の概要について

(1) 商品名

『無配当終身保険(積立利率更改・型)～販売名称～「生涯プレミアムジャパン2」』

(2) 引受保険会社

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

(3) 主な特徴

「つかうニーズ」および「のこすニーズ」に対応した円建ての一時払終身保険

(4) その他

商品の詳細については別紙、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

4. 注意事項

- ・生命保険は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・当行での保険商品のご加入の有無が、当行における他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- ・当行がおこなう生命保険の募集は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介をおこなうもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ・この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整をおこなうため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険は、ご契約時に4.5%の契約時費用を負担していただきます。また、「年金支払移行特約(I型)」および「新遺族年金支払特約」により年金をお受取りになる場合、受取年金額に対して1.0%の年金支払管理費用を負担していただきます。

以上

1. T & D フィナンシャル生命保険株式会社について

(1) 会社概要

名称	T & D フィナンシャル生命保険株式会社
代表者	代表取締役社長 島田 一義
資本	資本金 560 億円、資本準備金 460 億円、合計 1,020 億円
設立	平成 13 年 10 月
株主構成	株式会社 T & D ホールディングス 100%
本社所在地	東京都港区海岸 1-2-3
従業員数	内勤職員 222 名 (平成 25 年 3 月末現在)

太陽生命、大同生命と共に株式会社 T & D ホールディングスにおける中核生命保険会社の 1 社であり、金融機関等窓販チャネルを通じた生命保険販売に特化した生命保険会社です。

(2) ソルベンシー・マージン比率

648.4% (平成 25 年 3 月末現在)

参考

	T & D H D	太陽生命	大同生命
ソルベンシー・マージン比率	-	823.4%	1,043.2%
連結ソルベンシー・マージン比率	943.8%	829.7%	1,050.4%

(3) 保険金支払能力格付け

	T & D フィナンシャル生命	太陽生命	大同生命
格付投資情報センター (R & I)	A +	A +	A +
日本格付研究所 (J C R)	A +	A +	A +

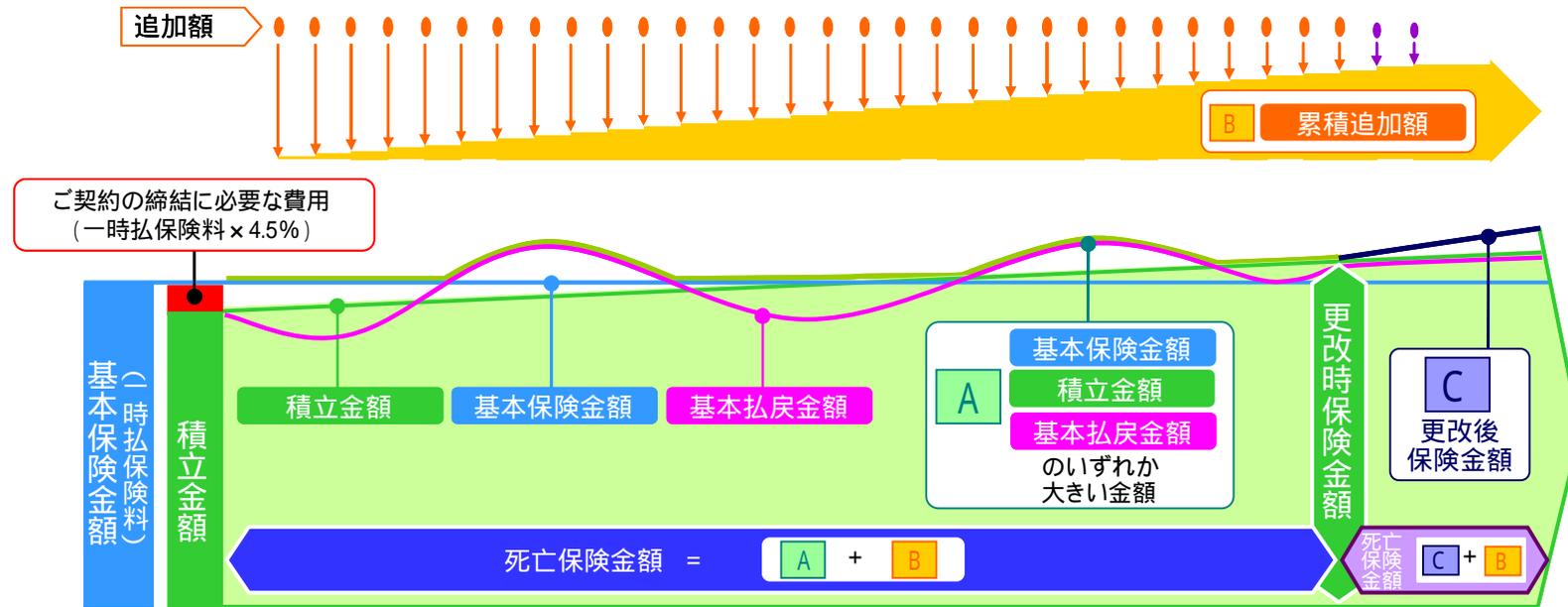
* R & I : 平成 24 年 11 月 5 日更新

* J C R : 平成 24 年 9 月 7 日更新

参考 株式会社 T & D ホールディングスの沿革

平成 11 年 1 月	太陽生命、大同生命 全面的な業務提携を発表
平成 11 年 6 月	グループ名称を「T & D 保険グループ」に決定
平成 13 年 10 月	太陽生命、大同生命が共同で T & D フィンシャル生命 (旧東京生命) の株式を取得
平成 14 年 4 月	大同生命 株式会社に組織変更、東証・大証に上場
平成 15 年 4 月	太陽生命 株式会社に組織変更、東証に上場
平成 16 年 4 月	株式会社 T & D ホールディングスを設立、東証・大証に上場 (太陽生命・大同生命・T & D フィナンシャル生命を完全子会社化)

2. 「生涯プレミアムジャパン2」の仕組み図(イメージ)



契約日

積立利率更改日(契約日から30年後の契約当日)

仕組み図(イメージ図)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

生涯つづく 追加額加算

生涯ふえる 積立金額

生涯つづく 死亡保障

<p>被保険者が生存されている限り、追加額が累積追加額に毎年加算されていきます。</p>	<p>積立金額は毎日増加していきます。</p>	<p>死亡保険金額は基本保険金額(一時払保険料)以上となります。</p>
<p>契約日から積立利率更改日までの追加額は毎年の契約当日の前日の基本保険金額に追加率を乗じた金額となり、契約当日に累積追加額へ加算されます。</p> <p>契約日から積立利率更改日の前日までの追加率は契約日の追加率が適用されます。契約日の追加率は日本国債20年利回りを用いて設定されます。</p> <p>累積追加額はいつでもその全部を払い出すことができます。(払い出しごとに所定のお手続きが必要となります。)</p>	<p>積立金額は一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を差し引いた金額に積立利率を用いて計算され、毎日増加していきます。(更改後の積立利率は0%の可能性があります、積立利率更改日以後の積立金額は増加しない場合があります。)</p> <p>契約日から積立利率更改日の前日までの積立利率は契約日の積立利率が適用されます。契約日の積立利率は日本国債20年利回りを用いて設定されます。</p>	<p>被保険者がお亡くなりになられたとき、死亡保険金をお支払いします。</p> <p>契約日から積立利率更改日の前日までの死亡保険金額は基本保険金額・積立金額・基本払戻金額のいずれか大きい金額と累積追加額を合計した金額となります。</p>

更改後のお取扱いについて

この保険は、積立利率更改日(契約日から30年後の契約当日)に積立利率・追加率が更改されます。更改後は追加額や死亡保険金額等の計算方法が変更されます。

3. 「生涯プレミアムジャパン2」のお取扱い

契約年齢 (被保険者の契約時年齢)		50歳～75歳(満年齢)	
基本保険金額 (一時払保険料)		300万円～5億円(1,000円単位)	
保険料払込方法		一時払	
保険期間		終身	
指標金利	積立利率 更改日前	日本国債20年利回り	
	積立利率 更改日以後	日本国債5年利回り	
追加額 1	積立利率 更改日以前	毎年の契約応当日前日の基本保険金額	× 契約日の追加率
	積立利率 更改日以後	毎年の契約応当日前日の更改時保険金額	× 積立利率更改日の追加率
累積追加額 (確定保険金額) 1		毎年の契約応当日に加算される追加額にT&Dフィナンシャル生命所定の率および経過年月数に応じて計算した額	
更改時保険金額		積立利率更改日以後の死亡保険金額等を算出する際に基準となる金額であり、積立利率更改日の更改時保険金額は積立利率更改日の積立金額と同額	
更改後保険金額		更改時保険金額に積立利率更改日の積立利率に0.1%を加算した利率を用いて、経過年月日数により計算した金額	
死亡 保険金額 1	積立利率 更改日前	基本保険金額 積立金額 基本払戻金額	のいずれか大きい金額 + 累積追加額
	積立利率 更改日以後	更改後保険金額	+ 累積追加額
解約 払戻金額 1	積立利率 更改日前	解約日における基本払戻金額 (=積立金額に指標金利に応じた 市場価格調整を反映した金額)	+ 累積追加額
	積立利率 更改日以後	解約日における基本払戻金額 (=積立金額)	+ 累積追加額
付加できる特約		・年金支払移行特約(型) ・新遺族年金支払特約	
クーリング・オフ		本商品は、クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)の対象商品	

1 追加額・累積追加額(確定保険金額)・死亡保険金額・解約払戻金額は記載のとおり計算した額となります。

4. 「生涯プレミアムジャパン2」の費用・リスク

ご契約の締結や維持等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用はつぎの合計となります。

	項目	費用
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	一時払保険料の4.5%
保険期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「確定保険金額に関する費用」を控除したうえで定めております。したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。
年金支払移行特約 (型)または新遺族年金支払特約により年金をお受け取りになる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0% ¹ (年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します) ²

1 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

2 確定年金の年金支払期間および保証期間付終身年金の保証期間の最終年の年金額については年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

この保険のリスクについて

- ・この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険(生命保険)です。
- ・解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。